

## 大津市市道愛称選定委員会設置要領

### (設置)

第1条 本市における市道路線の愛称の決定に関し、その適正を図るため、大津市市道愛称選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議・検討する。

- (1) 市道の愛称を決定する路線及び区間の選定
- (2) 市道の愛称の選定

### (組織)

第3条 委員会は、大津市行政機関及び地域の代表者をもって、組織する。

2 委員は次に上げる職にある者をもって充てる。

- (1) 建設部長
- (2) 企画調整課長
- (3) 自治協働課長
- (4) 観光振興課長
- (5) 委員長が指名した有識者
- (6) 委員長が指名した地域の代表者数名

3 地域の代表者は、愛称を決定する地域の自治連合会、自治会、まちづくり委員会、道路整備促進委員会等から推薦を受けた者とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項1号の委員をもって充て、副委員長は同項2号の委員をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部路政課において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月5日から施行する。

この要領は、平成31年1月11日から施行する。

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。